

岡崎市阿知和地区工業団地造成事業 設計・施工協力協定（案）

岡崎市阿知和地区工業団地造成事業（以下「本事業」という。）に関して、●（以下、「事業者」という）と●（以下「進出企業」という。）との間で、以下のとおり設計・施工協力協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（目的）

- 1 本協定は、本事業に関して、事業者が実施する設計業務及び施工業務において、進出企業が取得を予定する分譲地等（以下「予定分譲地等」という。）について、進出企業の意向を確実に反映させるために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（相互の協力）

- 1 事業者及び進出予定企業は、本協定の目的を達成するために相互に協力し、信義に従い誠実に本協定を実施しなければならない

第3条（役割・責任）

- 1 進出企業は、事業者に対し予定分譲地等に関する設計・施工の助言を行うものとする。
- 2 進出企業は、事業者が予定分譲地等に関する設計・施工に必要な質疑、又は進出企業の行った助言内容の確認等を行った場合は、真摯に対応するものとする。
- 3 事業者は、進出企業の助言について、当該助言の全てを設計・施工に反映させることとする。
ただし、市が当該助言を設計・施工に反映することが合理的ではないと判断した場合は、この限りではない。
- 4 事業者は、本協定の目的を達成するため、本事業の募集要項等に基づき提出した事業提案書類に限らず、更なる提案に努めるものとする。

第4条（関係者会議等）

- 1 事業者及び進出企業は、市と連携のうえ、市、事業者及び進出企業の三者により構成される関係者会議に参加し、事業者の業務状況について相互に確認するとともに、進出予定企業の意向の反映その他の本協定の目的を達成するために必要な事項について協議する。
- 2 事業者及び進出企業は、前項の規定に限らず、必要に応じて個別に協議する。
- 3 第1項及び前項の協議の内容は、その都度、事業者が打合せ記録簿を作成し、事業者及び進出企業が相互に確認する。

第5条（秘密保持等）

- 1 事業者及び進出予定企業は、本協定に関し相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持するとともに、秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は本協定の相手方の事前の承諾を得ずに第三者（市を除く）に開示しない。本協定終了後においても同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する情報については、秘密情報としては取り扱わないものとする。
 - (1) 開示を受けた時点又は知得した時点で既に被開示者が自ら適法に保有していた情報
 - (2) 開示を受けた時点又は知得した時点で既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受けた後又は知得した後に、被開示者の責によらず公知となった情報
 - (4) 法令により又は裁判所等の公的機関により開示が要請された情報

第6条（準拠法及び管轄裁判所）

- 1 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は、名古屋地方裁判所岡崎支部とする。

第7条（有効期限）

- 1 本協定は、本協定の締結日から施工業務の完了日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第5条及び前条の規定については、本協定の有効期間の経過後も有効とする。

第8条（その他）

- 1 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて事業者及び進出予定企業が協議して定めるものとする。

(以下余白)

以上を証するため、本協定書を2通作成し、事業者及び進出企業は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年●月●日

事業者 []

住 所 []

氏 名 []

進出企業 []

住 所 []

氏 名 []